

## 新潟県教育委員会に聞く

# 虐待・いじめ・不登校について

聞き手／本田敏彦・吉田武雄

二月初旬、義務教育課を訪ねて、虐待・いじめ・不登校についての状況や見解をお聞きしました。義務教育課いじめ等対策・人権教育班の班長、後藤清代さん、メンバーの横田浩さん、小林透さんが応対してくださいました。資料とともにお知らせします。

### 一、虐待は取り組みが始まったところ

別紙の通りの通知と「児童虐待防止のために」を昨年一二月に発して、関係機関や教職員に周知徹底を図っています。新しい法律に基づいて、①教職員の早期発見の努力②速やかに通告の義務③家庭、地域社会に対し児童虐待防止について積極的に広報・啓発を行な

う、と学校の役割を明確にしています。

この事についてはまだ具体的な研修計画はありませんが、初任者研修、五年経験者研修、十二年経験者研修、校長、教頭の研修等で行う予定です。

児童虐待の数的資料は児童家庭課で聞きました。

### 二、『いじめ防止学習プログラム』を配布して、実践が始まる

別紙グラフの通り、いじめは減少しています。いじめ発生校率年次別推移の平成六年時に調査方法の変更とあるのは、それ以前は「学校としてその事実を確認しているもの」としたのが取られて、定義が拡大した結果を示します。表面的・形式的に行うことなく、い

じめられた児童生徒の立場に立って行うことになったのです。

県は学期ごとに調査して、いじめが深刻にならないように、教職員の意識を喚起しています。

今年度は『いじめ防止学習プログラム』（前編95頁、後編85頁、A4版）を発行し、すでに県内の小・中学校、市町村教育委員会等に配布して役立ててもらっています。ジャーナリズムからも評価されています。

教育評論家の尾木直樹氏を委員長に七人の検討委員会と十一人の編集委員会および義務教育課が事務局を務め、九カ月をかけて作成した手引書です。

いじめの構造は、被害者・加害者・傍観者と大きく分けますが、どの子どもたちも心が傷つきます。傍観者を積極的な防止者に変えていくのが大切です。子どもたちが主体的に活動する場を多く作り、いじめを減らし、その元になっていると見られるストレスを減らすような学校づくりが、出来る手引書です。

前編は、考え方を明らかにしたプログラム編、資料編でいじめの様々な問題が扱われています。後編は、カリキュラム・学習ユニット編で行事、授業、道徳の時間などにすぐ使えるように工夫してあります。もち

ろん各学校で、可能なところから実践してもらっています。

六月には県下四会場でこの手引書をもとに趣旨理解の会合を開きました。講師は、検討委員会副委員長の滝充さん（国立教育研究所生徒指導研究室長）が三会場を、あと一つを尾木委員長が務めました。

要点は、いじめは他の国でも起きているが、日本の特殊性は傍観者が多く、心を痛めながらもいじめの防止や阻止に関われない。いじめを発見した場合には、①学校全体で取り組む②被害者の訴えを真摯に聞き、共感的に受けとめる③事実を徹底的に調べる。異学年にまたがっている場合もあり、校長はリーダーシップをもって当たる。④保護者への対応は、「自分に見落としがあったかもしれない」という謙虚な姿勢であったことが大切。

さらにも指摘したとおり「子どもたちが主体的に活動する場を多く作る」など、学校づくりの実践に進むことです。

### 三、不登校対応評価・検討委員会の報告書 まとまる

不登校は、別紙グラフの通り増え続けたのが、中学校ともに一昨年度から減少に転じました。中学校は全国平均を下回っています。しかし小中あわせて二千七百人近くでまだ深刻です。

不登校対応評価・検討委員会（委員長・田中裕次新大教授）の五回の協議会が終わって、最終報告書が提出されました（概要、4月15日に公表）。そこには具体的な提言がありますから、それらを元に今後の施策に反映していくものと考えます。

不登校といっても①学校には来れるが教室にはいけない、いわゆる保健室登校や相談室登校には加配教員が有効です。②登校は出来ないが、家から外へは出られる。市町村の適応指導教室などが役立ちます。③家に引きこもりの場合は、訪問指導が必要です。本人には会えないが、保護者には会える、どちらも難しい、など様々です。個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要です。

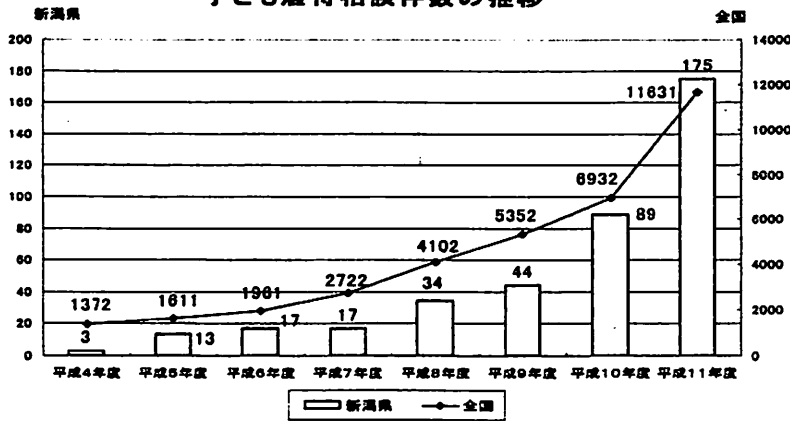
臨床心理士やスクールカウンセラーを増やしていた

### 児童虐待は子供や家族からのSOSです

県内5か所にある児童相談所に寄せられる児童虐待相談は、年々増えてきています。児童虐待が深刻化する前に、早期に発見し早期に対応することが重要です。

だき、常時相談に応じてもらえるように出来ればいいと願っています。

子ども虐待相談件数の推移



教 養 第 1 3 0 2 号  
政 高 第 6 0 8 号  
平 成 1 2 年 1 2 月 1 5 日

市町村教育委員会教育長 様  
公立幼稚園 園長 様  
公立小・中・高等学校校長 様  
公立特殊教育諸学校長 様

新潟県教育委員会教育長

「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について（通知）

近年、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどり、児童虐待に関する問題が深刻化しています。児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護を行うことは、喫緊の課題となっております。このため、「児童虐待の防止等に関する法律」が、先の通常国会において成立し、平成12年11月20日から施行されたことから、各学校においては、学校の教職員等の児童虐待の早期発見に努める義務、また発見した場合の通告義務などについて定められています。なお、各学校においては法の施行に関して、全教職員に周知するとともに、下記の点に留意してその運用を適切に行うようお願いいたします。

記

1 法の目的及び児童虐待の定義等

(1) 法の目的（第1条関係）

この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人体の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(2) 児童虐待の定義（第2条関係）

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

ア 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 養育の放棄、怠慢

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい疎忽又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 児童に対する虐待の禁止（第3条関係）

「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と、「虐待」を保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むものとしている。

2 学校の責務

(1) 早期発見

学校の教職員等児童の福祉に職场上関係のある者は、児童虐待を発見しやすしい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条関係）

○ 参考 「児童の福祉に職路上関係のある者とは！  
学校の職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、児童委員、警察職員、人権擁護委員、精神保健福祉相談員、母子相談員、婦人相談員、家庭裁判所調査官など

(2) 通告義務

虐待を発見した者は、速やかに関係機関等に通告しなければならない。

通告しても守秘義務違反の刑事責任は問われない。（第6条関係）

ア 通告義務（第1項関係）

児童福祉法第25条の規定に基づき国民一般の保護児童の通告義務が、児童虐待のケースにも当然に適用されることを明確にしている。

イ 守秘義務との関係（第2項関係）

児童虐待を受けた児童を保護し、その再発防止に資するという目的のために通告を行うことは、刑法や国家公務員法及び地方公務員法等の守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、児童虐待通告を促進している。

(3) 普及・啓発

学校は、家庭や地域社会に対して、児童虐待が児童に及ぼす影響及び虐待を発見したときの通告義務等について広報、啓発することが求められている。（第4条関係）

3 運用上の留意点

(1) 別添のパンフレットを増し刷りし、全教職員に配布する。

(2) 校内での職員研修の機会を設定し、法の目的及び学校の責務等について周知する。

(3) 家庭や地域社会に対して、広報、啓発を図る。

## 《 学 校 の 役 割 》

### ○教職員は、早期発見に努めなければならない

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないことになっています。 (第5条)

### ○発見した人は、速やかに通告しなければならない

児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければなりません。

通告しても守秘義務違反の刑事責任は問われません。

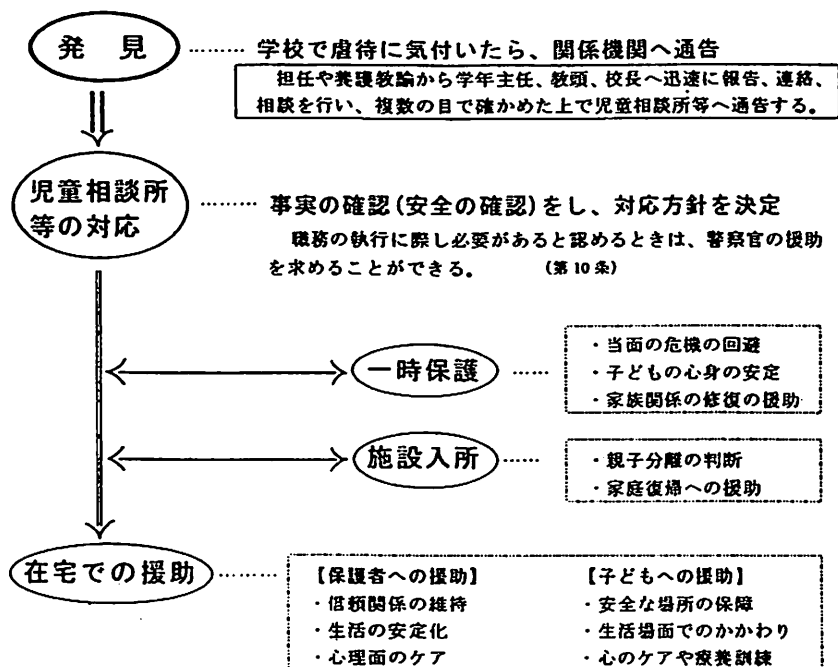
(第6条)

### ○家庭、地域社会に対し児童虐待防止について

積極的に広報・啓発を行う

(第4条)

## 《 発 見 から 解 決 ま で 》



## 《早期発見の手がかり》

子どもの言動や表情から小さなサインを見逃すことなく、「変だな！ちょっと気がかり」と思い当たることがあるときは、「虐待ではないか」という疑いを持ち、さらに虐待のシグナルが出ていないかどうか、以下の例示等を参考に確認してください。

### ◇ 登校(園)時の出席確認や健康観察などの場面で

- ア 不自然な外傷(打撲、火傷など)が見られないか。
- イ 過度に緊張し、教師や指導者と視線が合わせられないことがないか。
- ウ 季節にそぐわない着衣やきょうだいで服装や持ち物などに差が見られないか。
- エ 欠席の連絡もなく、登校(園)してこないことがないか。
- オ 担任が連絡や訪問をすると、親が不在であったり、まだ就寝していたり、あるいは食事も与えられていなかったりしていないか。

### ◇ 授業中や給食時などの生活場面で

- ア 些細なことでもすぐカッとなり、言動が乱暴でないか。
- イ 教室を抜け出したり、攻撃的な行動が目立ったりしないか。
- ウ 他人を執拗に責めたり、動物をいじめたりすることがないか。
- エ 教師や指導者の顔をうかがったり、出来るだけ接触を避けようとしたりしないか。
- オ 用もないのに教師や指導者のそばへ近づいてくようとしていないか。
- カ 意欲が乏しく、集中できず、集団から離れていることが多くないか。
- キ 給食時にかなりの過食や偏食をすることがないか。
- ク 忘れ物が多く、身辺整理がうまくできず、机の回りが散らかっていないか。
- ケ 何かと理由を付けて、なかなか下校(帰宅)したがないでいることがないか。

### ◇ 健康診断の場で

- ア 発育・発達の遅れなどはないか。
- イ 説明のつかないけが、やけど、出血斑(痕跡含む)が見られないか。
- ウ からだや衣服の不潔感、汚れ、臭い、垢の付着、爪の伸び等が顕著でないか。

### ◇ 保護者とのかかわりの中で

- ア 子どもとのかかわり方に不自然さが見られないか。
- イ 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしていないか。
- ウ 子どもに健康状態に関心が低く、受診や入院の勧めなどを拒否することはないか。
- エ 子どもとの養育について拒否的な発言をしたり、放置したりしていないか。
- オ 学校等における保護者会や面談などの連携の機会を避けていないか。
- カ 衣類などの清潔さへの配慮が不足していないか。

虐待を受けた子どもの心身の傷は計り知れないものがあります。死亡や身体的被害に加えて、知的発達を阻害または遅延される危険、精神的傷害を惹起する危険、他者や自分を傷つける危険等があります。教職員一人一人が、児童虐待防止に確かな関心と理解を持ち、子どもの健やかな成長に積極的に関与することが大切です。

## 《 相 談 ・ 通 告 先 》

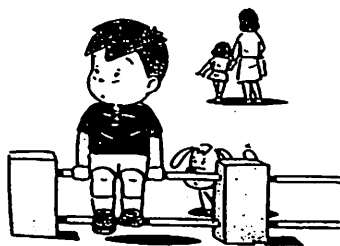
児童虐待は、明らかな人権侵害であり、子どもの身体や心の発達に大きな影響を与えます。虐待が深刻化する前に、早期に発見し、対応することが重要です。学校は、発見、通告だけにとどまらず、次代を担う子どもの健全な発達を援助する取組が必要です。

下記の関係機関と連携を図ってください。

### 児童相談所

中 央 児 童 相 談 所	TEL 025-381-1111
中央児童相談所 佐渡駐在	TEL 0259-74-3390
新 発 田 児 童 相 談 所	TEL 0254-26-9131
長 岡 児 童 相 談 所	TEL 0258-35-8500
六 日 町 児 童 相 談 所	TEL 0257-70-2400
上 越 児 童 相 談 所	TEL 0255-24-3355

\* < 相談等の時間 > 月～金曜日 8:30～17:15



### 【 問 い 合 わ せ 先 】

児童虐待防止について、不明な点がありましたら問い合わせください。

新 潟 県 教 育 庁

義務教育課 (内線3866)

TEL 025-285-5511

高等学校教育課 (内線3881)

## 児童虐待防止のために

～見えにくい親子の問題に関する早期発見と対応～

児童の虐待防止と早期保護を目的とする「児童虐待防止法」が、平成12年11月20日に施行となりました。本来児童を守るべき立場にある親(または親に代わる保護者)が、児童の心身の健康状態をそこねる行為をする「児童虐待」が深刻な問題になっています。

学校は、虐待を早期に発見し、関係機関と協力して、児童のケアや保護者への助言などを行う必要があります。

### 「児童の虐待」ってどんなこと？(児童虐待の定義)

「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう)に対し、次に掲げる行為をすることをいいます。(児童虐待防止法 第2条)

### 「児童の虐待」4つのタイプ

【身体的暴行】……身体的に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行

- \* 身体に傷を負わせたり、生命に危険のあるような行為をしたりすることです。
- ・ 殴る、蹴る、突き飛ばす、たばこの火やアイロンを押しつける、風呂に押し込んで溺れさせる、首をしめる、布団蒸しにする、冬に戸外に締め出すなどがあります。
- ・ ひどい場合には、後遺症を残したり、死に至らせたりすることがあります。

【性的暴行】……わいせつな行為をすること又はさせること

- \* 性的ないたづらをしたり、性的関係を強要したりすることです。
- ・ 場合によっては、妊娠・中絶・出産などの結果を招きます。
- ・ 異性への極端な嫌悪感を植え付けるなど、子どもの心身に大きな傷を残します。

【心理的虐待】……著しく心理的な外傷を与える言動を行うこと

- \* ひどい言葉や極端な無視によって、子どもに心理的な傷を負わせるような行為です。
- ・ ひどい場合には、強いおびえ、うつ状態、無感動・無反応、強い攻撃性などの精神症状が現れます。

【養育の怠慢、放棄(ネグレクト)】……心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、保護者としての監護を怠ること

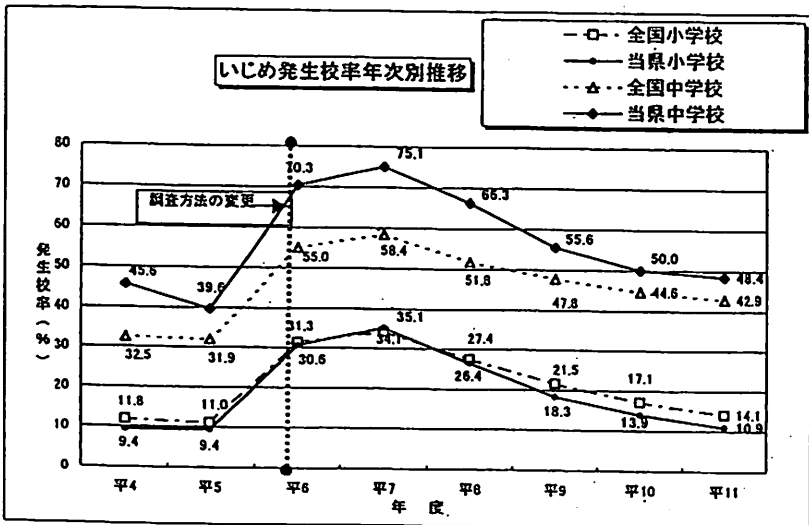
- \* 適切な衣食住の世話をせずに放置したり、病気なのに医師に見せたりしないなどの行為です。
- ・ 発育・発達がひどく遅れたり、極端な場合には、栄養失調や脱水症などから死に至らせたりすることもあります。



# I いじめ発生状況

	小学校					中学校				
	全国		当県			全国		当県		
	発生校 率%	発生件 数	発生校 数	発生校 率%	発生件 数	発生校 率%	発生件 数	発生校 数	発生校 率%	発生件 数
4年度	11.8	7,300	66	9.4	127	32.5	13,632	119	45.6	566
5年度	11.0	6,390	65	9.4	97	31.9	12,817	103	39.6	441
		0.3			0.1		1.3			2.2
6年度	31.3	25,295	210	30.6	501	55.0	26,828	182	70.3	744
		1.0			0.7		2.5			2.9
7年度	34.1	26,614	238	35.1	606	58.4	29,069	190	75.1	1,103
		1.1			0.9		2.8			4.4
8年度	27.4	21,733	176	26.4	368	51.8	25,862	167	66.3	712
		0.9			0.6		2.5			2.8
9年度	21.5	16,294	120	18.3	202	47.8	23,234	140	55.6	499
		0.7			0.3		2.2			2.0
10年度	17.1	12,858	91	13.9	135	44.6	20,801	125	50.0	421
		0.5			0.2		2.0			1.7
11年度	14.1	9,462	71	10.9	94	42.9	19,383	121	48.4	444
		0.4			0.1		1.9			1.8

(発生件数の下段は、1校当たりの発生件数) ※発生校率=(公立発生学校数÷公立学校総数)×100  
1校当たりの発生件数=発生件数÷公立学校総数



## Ⅱ 不登校発生状況

	小 学 校				中 学 校			
	全 国		当 県		全 国		当 県	
	発生人数	発生率%	発生人数	発生率%	発生人数	発生率%	発生人数	発生率%
4年度	13,669	0.15	481	0.26	58,107	1.21	1,433	1.39
5年度	14,709	0.17	545	0.30	59,723	1.30	1,622	1.63
6年度	15,735	0.19	556	0.32	61,293	1.39	1,717	1.78
7年度	16,516	0.20	626	0.37	64,522	1.50	1,785	1.92
8年度	19,445	0.24	700	0.42	74,222	1.74	1,986	2.17
9年度	20,701	0.27	689	0.43	84,026	2.00	2,194	2.42
10年度	25,910	0.34	619	0.40	100,112	2.44	2,220	2.49
11年度	25,904	0.35	591	0.39	102,527	2.58	2,090	2.43

※発生率＝（発生人数／児童または生徒総数）×100

